

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

株式会社プロケア
ちゃいれっく東戸塚駅前保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ちやいれつく東戸塚駅前保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	木林 拓哉
定員(利用人数):	60名(利用者57名)
所在地:	〒244-0801 神奈川県横浜市戸塚品濃町510-4 ネオポリストキワ8 1階
TEL/FAX:	TEL:045-828-3920 FAX:045-828-3921
ホームページ:	https://chilec.procare.co.jp/higashitotsukaekimae/
開設年月日:	2004年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社プロケア

職員数	常勤/非常勤	常勤:17名	非常勤:20名
	専門職員(名称)	保育士:24名	保育補助:6名
		栄養士:2名	調理師:1名 調理補助:2名
		看護師:1名	事務:1名

施設状況

保育室:3	トイレ:1
調理室:1	事務室:1
園庭:有	

③理念・基本方針

保育理念
『大地にがっしり根を張る大樹となつてほしい』この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするのだろう。子どもたちが＜大樹＞と育つための、その基となる＜根っこ＞を育てるお手伝いをしたい、そうプロケアは願っています。

保育方針
＜こころ＞＜からだ＞＜生活＞の三位一体の保育を目指します。
【こころ】温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む
【からだ】生活のリズムを整えたり、食育の取り組みを通して健やかな身体を育む
【生活】様々な経験を通じて、主体性と協調性を育む

園の保育目標
1. げんきな子
2. おもいやりのある子
3. さいごまでがんばる子

④施設・事業所の特徴的な取組

・平日7:00～20:30(土曜日7:00～19:30)の開園時間です。お仕事の忙しい保護者の方が、長く預けられると安心、と思ってもらえるよう近隣だと一番長い開園時間です。また、今年で開園18年目になります。18年間、継続的に開所を続けている実績も特徴の一つです。

・外部講師と契約し、保育の中で各教室を実施。①体操教室(3歳児～年36回)②手話教室(3歳児～月2回)③絵画教室(4歳児～月1回)また、園内に英語講師を雇用。0歳児～5歳児までの全クラスで毎日実施。運動や表現、言語など、乳幼児期に様々な経験ができる機会が日常保育の中にあります。

・「リズム運動」

リズム運動は生まれてから成長する身体の動きが基本になっています。寝返り→ずり這い→ハイハイ→高這い→歩行へと進み、金魚・お馬の親子・とんぼのめがね等の親しみのある曲に合わせて体を動かします。ハイハイは骨盤を安定させバランス感覚を養い脳の発達に非常に重要な役割があります。また、指先から足先までを全てを使う基本の動きであり、人として発達する上での大切な始めの動きになります。園では、ハイハイの動きをはじめ、体幹づくりや指先への分化を促し、道具(箸・はさみ)を使いこなしながら遊びを豊かに発展させます。

★リズム運動で大切にしていること①異年齢で実施 ②毎日繰り返し実施 ③一人一人が主役

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年7月12日

訪問調査日:令和3年11月11日

評価結果確定日:令和4年4月4日

受審回数(前回の時期)

4回(前回:2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)職員の連携で子どもの自発性を促す保育を行っています

5歳児クラスの保育目標に掲げている「自立的・意欲的に活動する子ども」になるための保育環境を整えています。年間指導計画にもとづき、職員は子どもたちの様子や興味の対象などを把握し、子どもたちから意見や行動が自発的に出るような環境作りをするのとともに見守るようにしています。子どもたちから、これまで廃材で制作したカップケーキ、寿司、ドーナツを使ってお店屋さんごっこをしたいとの発言があった時には、お店屋さんごっこに必要なものを考えるように促し、職員主導になるのではなく、子どもたちの主体性を大切にしています。子どもたちからは、「年少さんを招待する」との意見が出されて採用し、実行されています。保育園での活動の総決算として、子どもたちがそれぞれの主体性と能力を発揮して一つのことを共同で作り上げる保育が行われています。

2)職員間のコミュニケーションを大切に第二の家庭を作っています

大人が立ち上がれば、園内が見渡せる環境にあり、職員は担当するクラスの子どものみならず、全ての子どもたちを見守ることのできる環境になっています。職員はみんなで子育てをする、みんなで声かけをする、を念頭に職員が一つの家族となって「家庭」を提供するようにしています。毎日の昼礼では、子どものちょっとした変化や今日できた事、保護者の様子などを職員全員で共有しています。職員全員で見守ったり、改善策を考えるなど、子どもたちが安心して園生活を送ることができるよう配慮しています。また、職員間でも、職員の疑問や悩みに対してお互いに的確な指導をするなどして家庭的な雰囲気の中で保育にあたっています。

3)様々な体験ができるようにしています

子どもたちに、楽しく遊びながら様々なことを体験して欲しいとの願いから、保育時間中に、体操教室、絵画教室、英語教室、手話教室などを専門の講師を招いて実施しています。

コロナ禍の現在、今まで行ってきた行事が中止に追い込まれていますが、サツマイモ畑の葉・茎つきのサツマイモを、ビニールシートを使って園庭に疑似畑を作り、子どもたちがサツマイモ掘りができるようにするなど、様々な工夫を凝らして子どもたちが日々の保育の中で色々な体験を楽しむことができるようにしています。

◇改善を求められる点

1)全職員によるマニュアルの確認と見直し

マニュアルは法人が策定し各園に配信しています。法人において数年ごとの見直しを行い、再配信を行っていますが、最終見直しは2019年になっています。本園では必要に応じてマニュアルの確認を職員が各自行うよう要請していますが、毎年の読み合わせなどによる全職員で確認し共通認識を得るような取組が期待されます。マニュアルをスタンダードなものとして、全職員が認識するとともに、現場の感覚を生かした見直しを法人に提案することが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： ちゃいれつく東戸塚駅前保育園

今回、第三者評価を受けるに際し、雇用形態問わず全職員で、ステップ1⇒職員各自で評価を実施、ステップ2⇒小集団(4グループ)に分かれて話し合い、ステップ3⇒各グループの話し合いによる自己評価の結果を園長がまとめ集計、という段取りで自己評価を機関へ提出しました。期間を長く設定し、ゆとりを持って話し合いができと思っていたのですが、新型コロナウイルス感染症対策を毎日実施しながらの状況下で、話し合いのための職員確保、時間を作る事には苦勞しました。しかし、自分たちで園全体を評価する機会はとても貴重で、運営面での様々な気づきにつながりました。また、第三者評価を受けた事のある職員も少なく、受審出来た事も良い経験でした。

結果を受けて、園の強みと課題が明確になりました。特に保育や利用者への取り組みには高く評価をいただけて自信となりました。課題である「期待する職員像」を明確にする事は、総合的な人事管理に必要なものであるという事を認識しました。今後、本部と現状確認を行い、明示していくよう努めてまいります。

保護者、職員アンケートでは満足な点と、改善が必要な点が把握できました。いただいたご意見を真摯に受け止め、保護者の方が利用しやすく、個々に寄り添い子どもたちの成長・発達を保証し、職員が働きがいを感じられる保育園を目指してまいります。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☐ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

ホームページに法人の理念、保育方針等を掲載するとともに園の玄関にも掲示し、保護者、職員がいつでも確認できるようにしています。全体的な計画に事業目的、保育理念、保育方針を記載し、職員が指導計画などを作成する時、必要な時に見直すことができるようになっています。理念、基本方針に関して新人説明会で周知するとともに職員会議で折に触れ確認していますが、職員へのさらなる周知状況の確認と継続的取組が必要と考えられます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 - b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 - c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - ☐ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向については法人本部において把握し、マニュアルとして各園に配付しています。園のおかれている地域の状況、福祉計画に関しては、園長が戸塚区園長会、横浜私立園長会などに出席して把握に努めていますが、現在はコロナ禍の影響もあり、各福祉計画の策定動向を十分に把握、分析ができない状況です。ホームページには欠員による募集人員数を掲載し、利用者が応募しやすい環境を構成しています。園では園児の在籍時間帯の人数と職員配置を調べ、スポットで職員の配置人数を調整するなどコスト削減に努めています。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人本部経営事業会において、役員間で経営状況や改善すべき課題が話し合われています。月に1度開催される園長会において、各園の園長に必要な経営環境などが周知されています。園長は本部議事録をもとに自園に必要な内容に関して職員会議で職員に周知しています。事業計画作成時には前年度の課題を抽出し計画に入れるようにしています。職員の採用、人材育成などが挙げられ、法人本部の採用課が随時採用に努めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

運営法人によって社会情勢に合わせた中長期事業計画が令和3年度に策定されています。短期が1年、長期が3年となっています。中長期計画は政府の「新子育て安心プラン」の方針をもとに多様なニーズに応えていくことを目指しています。事業計画に沿って、職員の定着支援チームが編成されていますが、数値目標などに関しては、内部資料のみとなっており、具体的な成果、実施状況の評価については明確にされにくい状況の内容となっています。今後は数値目標など具体的な成果が分かる計画の策定が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

運営法人が策定した中長期計画に合わせ、園独自の単年度事業計画を作成しています。保育内容、職員育成、子育て支援、安全管理、保育環境などの中長期計画に沿った内容を園独自の事業内容とし、職員間の情報共有、事故防止・災害対応(AED使用方法など)、環境整備などを課題として挙げ、課題に対する方策を提示することで実行可能な具体的な内容となっています。単年度計画には、具体的な数値目標などの設定が無く実施状況の評価が行いにくい内容となっており、計画の評価が課題となっています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☐ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は園長、主任、リーダーが園の状況、職員の自己評価などを踏まえた上で策定しています。策定にあたり、前年度の課題の洗い出しを行い、課題に対する方策を提示しています。研修や地域子育て支援事業なども事業計画に上がっていますが、コロナ禍の為、実施できる外部研修、子育て支援事業は少なくなっています。評価の結果は事業報告で行われていますが、途中での見直しが行われるまでには至っていません。コロナ禍の現在、実施できる計画に変更することも期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☐ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画は玄関に置くとともに保護者会において説明を行っています。また、園だよりでも年2回、事業計画について閲覧を呼び掛け、保護者のより一層の理解を得るようにしています。保護者に対してもいつでも説明ができるようになっていますが、分かりやすく説明した資料を作成するには至っていません。今後、保護者等がより理解できるような工夫を行うことが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画の作成時、各行事を行う時など保育の質の向上に関する取組を実施しています。各指導計画に対して、それぞれの自己評価を行うとともに園長からの確認、アドバイスなどを記載する欄が設けられています。各職員は自己評価チェック表で自己点検を行い、自分の保育について振り返ることができるようになっています。園長は年2回から4回個人面談を行い、保育の質、目標到達度や課題の改善策、などを話し合っています。年度末には職員の自己評価を施設としての自己評価に繋げています。5年に1度、第三者評価を受審し、保育の質の向上に努めています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☐ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

毎年行う園での自己評価をもとに保育内容や課題について職員全員で話し合っています。今年度、職員から感染症、子どもの健康支援、事故防止などの課題が挙げられています。課題については、保健計画の作成、施設の補修などの改善策がたてられています。2月の職員会議において、課題について全職員で話し合うとともに園長、主任、リーダーが折に触れ集まり、実施状況の確認を行い、職員に周知しています。改善の取組に関し確認を行い短期計画では見直しが行われていますが、今後、中長期計画にも反映されることが期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長の役割と責任は運営規定、職員マニュアルに明記されるとともに日々の会議や面談を通して職員に周知しています。職員マニュアルには園長の仕事、主任の仕事などの一覧表があり、園長不在時は主任保育士が権限委譲を受け、平常時、緊急時の対応を行うことが記載されています。また、園長は相談苦情、防災などの責任者として重要事項説明書や園内に掲示し、保護者に周知しています。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は行政機関の開催する事業所説明会や法人本部で行われる研修などで遵守すべき法令や他施設の不正などの事例情報を参考に法令の理解に努めています。他施設での事例は必要に応じて職員会議で議題に挙げ職員の認識と理解を求めています。また、園長が外部のリスクマネジメント研修で学んだ事柄などを職員会議でフィードバックし、職員に対して遵守すべき法令を周知しています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は年2回～4回行う職員との個人面談を含め、職員と各種保育計画の自己評価、反省に対するフィードバック、自己評価チェック表などから、保育の質に関する問題点や気になる点などを常に話し合い、改善に向けて指摘、指導を行い、保育の質の向上を図っています。雇用形態にかかわらず、職員に研修の参加を呼び掛けています。コロナ禍の現在は参加できる研修が少なくなっていますが、最低でも1人1回は外部研修に参加することを促しています。外部研修を受けた職員が昼礼で概要を話したり、園内研修の講師になるなど職員全員が研修内容を共有できるようにしています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人の方針に従って園の運営を行っています。新園長については法人の行う経理研修があり、財務などの業務内容を把握できるようになっています。自園の経営に関しては、子どもの滞在時間帯人数を把握し、職員配置人数を決めるなどして経費の削減を図っています。職員の希望を聞きながらシフト管理を園長、主任で行うとともに有給休暇取得状況も確認し、職員が働きやすい環境になるよう努めています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

各園からの要望を聞き、法人が園の運営に必要な人材を確保し、人材配置を行っています。職員の採用に関して、応募者が、園で働いているイメージを持ってもらえるよう配慮しています。パート職に関しては園長面接のみで採用を決めています。新しい職員に関しては長く継続して働けるように、法人の定着支援チームが研修や支援を行っています。法人の方針として看護師、栄養士など必要な専門職が各園に配置できるように努めています。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☐ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

人事基準は法人が作成した、人事考課表に記載され各職員に渡されています。職員は園長と相談しながら各自で目標値を設定しています。10月には目標達成度を確認し2月に評価を行い、人事考課に反映させています。考課表には希望欄があり各職員の今後の希望や意見を記入できるようになっています。法人としての理念や基本方針は作成されていますが、「期待する職員像等」など明確に示されたものは作成されていません。法人として「期待する職員像」を明確に示し、職員に周知することが期待されます。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長、主任は職員の就業状況を把握し労務管理を行っています。園長、主任は職員の希望や健康状態、有給消化率などを把握しシフト作成をしています。園で把握した内容は法人人事課と共有しています。職員の有給休暇は年5日以上を目指し、取得が少ないと思われる職員には休暇取得を勧めています。職員からの希望で更衣室・休憩室を新たに作って働きやすい職場としたり、子育て期間中の職員のためにシフトを考えるなど、個人に合わせた働き方の応援をするなどの取組を行っています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☐ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

各職員は園長との個別面接を通して人事考課表の中に具体的な目標設定を行っています。保育指針をもとに4月にたてた目標を5月6月に行われる面談で目標修正、書き直し、追記などを行っています。一年間を通して適切な進捗ができるように10月頃に行われる面談では再評価を行って進捗状況の確認を行い、2月頃の面談では目標達成度の確認を行っています。組織として期待する職員像は明記されていませんが、職員が園目標である「元気な子、思いやりのある子、最後まで頑張る子」のお手本とすることができるよう、周知しています。今後は組織としての「期待する職員像」が明確にされることが期待されます。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☐ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園内研修、外部研修などを積極的に取り入れ、計画が作成されています。今年度はコロナ禍ということもあり研修は実施されにくい状況にありますが、オンライン研修を受講するなど、できる限りの対応を行っています。園内研修などは予定をスライドするなどの対応を行っています。受講した外部研修は昼礼で報告を行ったり園内研修の講師になるなど、研修内容を職員全員で共有しています。研修内容によっては次年度から他の研修を受講する場合もあります。今後は組織として育成していきたい「期待する職員像」を明確にし、それに沿った研修を行っていくことが期待されます。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

採用時に各職員の専門資格取得状況を法人採用課で把握しています。入社以降の資格取得については修了書をコピーし法人に提出することになっています。園長は「未来どうしよう会議」という研修を受講し、園に持ち帰りフィードバックを行い、各職員の未来を考えたり発表する機会を設け、各職員が必要と考える専門資格を取得するため業務を減らすなどの応援体制を取っています。新人研修、中堅研修など職員のキャリアに合わせた研修が企画されるとともに、外部研修の通知があった場合には随時職員に知らせています。現在はコロナ禍ということもあり、外部研修、オンライン研修ともに受講しづらい状況となっています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☒ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生受入れマニュアルがあり、法人採用課でオリエンテーションを行うとともに園の受け入れ担当のリーダーが中心となって実習生に服装、守秘義務、実習中の態度、報告義務などについて説明を行っています。実習生が入るクラス担任には、実習生の実習日誌の書き方の指導方法などをレクチャーしています。実習中には反省会を行い、実習生の不安を聞いたりアドバイスをするなどしています。実習生の所属する学校の教師と連携をとり、プログラムを用意し、実習が有意義なものとなるよう配慮しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - ☐ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページに法人、保育所の理念、保育内容などを掲載し情報の提供を行っています。事業計画、決算については、園の玄関に置き、保護者がいつでも見ることができるようにしています。ホームページに苦情・相談などに関する内容と対応状況などを公表しています。昨年度は7件の苦情相談がありました。コロナ禍ということもあり、人が集まることは難しい状況ですが、「一緒に遊ぼう」「育児相談」などの案内を行い、地域の子育て支援ニーズに貢献しています。地域に向けての印刷物、広報誌等の配布はありませんが、WEBを使って園の様子を知らせ、園での活動を説明しています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - ☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

運営規定、職員ハンドブックなどに事務、経理、取引等に関するルールについて記載がされています。経理に関しては園長の就任時、法人で経理研修を受ける事になっており、権限、責任が明確にされています。保育関係、経理関係の内部監査が年1回ずつ行われ適正な経営・運営が行われるようになっています。法人は税理士と契約が行われており、必要に応じて監査支援を受ける事ができるようになっています。2年に1回横浜市の監査があり、結果は役員会で報告しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との関わり方の取組について、ホームページや「全体的な計画」に記載しています。地域から持ち寄られた社会資源、行事に関する情報は玄関に置いたり、掲示板に掲示するなどの情報提供を行っています。運動会の時には地域の子どもの参加を呼び掛ける、育児相談をいつでも受け付けるようにするなど地域との交流の機会を設けています。また、給食の材料を地域から購入したり、ハロウィン、クリスマスには地域の商店街に参加をお願いするなど地域とともに子どもたちを見守る交流を行っています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れに関する基本姿勢、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は「全体的な計画」の中に明示しています。受け入れマニュアルを整備し、守秘義務、ボランティア中の態度、園の概要などをオリエンテーション時に説明しています。現在はコロナ禍の影響もあり、受け入れを見合わせていますが、今後アプローチカリキュラムなどを通して小学校との関わりを持つようになります。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

事務所内に戸塚区役所こども家庭支援課、南部児童相談所、消防署、近隣小学校、医療機関などの関係機関リストを掲示しています。戸塚区園長会、横浜私立園長会に参加し、必要に応じて職員会議で職員に周知し情報共有をしています。南部児童相談所、こども家庭支援課などとは定期的に連絡を取り、情報を共有し解決に向けて、子ども、保護者の支援を行っています。連絡されてきた内容によっては毎日行われる昼礼で話し合ったり、回覧を回すなどして、職員間の情報共有も速やかに行っています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - ☐ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園長は区の園長会議、横浜私立園長会議に出席し地域の情報や課題を把握するようにしています。また、近隣系列園の園長、戸塚地域ネットワーク、5歳児交流会、園見学に来る保護者との会話などから地域ニーズを把握するようにしています。第三者委員は地元の民生委員にお願いしていますが、民生委員・児童委員などとの地域の定期的な会合はなされておらず、地域の福祉ニーズを把握したり、保育所の持つ機能を地元に戻元することができない状況になっています。コロナ禍の為、地域住民に対する相談事業などは中止されていますが、園として育児相談を受け付ける旨をフェンスに掲示しています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☐ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☐ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に戻元する取組を積極的に行っている。
- ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

全体的な計画の中に子育て支援や地域支援の項目を入れていますが、コロナ禍の為、実行に移せていない現状があります。「子育て支援日」「一緒に遊ぼう」などに参加した地域の子育て中の保護者からアンケートを取り、困っている事を聞き出し対応できるものは対応をしています。実施回数が少ないこともあり、地域のニーズを把握するには至っていません。災害時用として3日分の備蓄があります。AEDを設置して、ヘルメットとともに災害時、非常時には貸し出すことができるようになっていますが、地域との連携を取る防災対策などが課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

全体的な計画、法人の基本方針、重要事項説明書などに子どもを尊重した保育を行うことを明記しています。法人の策定した行動規程があり、職員は必要な時に確認できるようになっています。職員会議では保育の振り返りを共有し、子どもを尊重した保育になっているかを確認するとともに、職員の気になる保育を確認した場合にはその都度、その場で注意したり、昼礼で話し合うなどして、人権への配慮を行っています。法人でもコンテストを開催し、保育園でできる性差への先入観に対する対応方法を募集し、職員への周知を図っています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- ☒ オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関するマニュアルとして独立したマニュアルはありませんが、各種保育に関するマニュアルの中に子どもに対する配慮事項として記載されています。プライバシー保護の一環として園外から園内が見えにくいように目隠しを付けています。園内の子どもたちの生活でも、オムツ交換時には他の子どもから見えないようにしたり、着替える時には衝立の中や外から見えない場所に移動するなど、子どものプライバシー保護に配慮しています。子どもたちには「恥ずかしい」という言葉の意味を話してプライバシー保護について教えています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - ☐ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

理念や基本方針、保育内容など保育所の特性は、法人ホームページの閲覧をお願いしています。園見学を希望する利用希望者には、オンラインでの園見学、または実際の見学を選ぶことができるようにしています。オンラインの見学では子どもの顔が映らないようにしながら、園内をパソコンを持って移動するなど、園の実際の雰囲気は伝わるようにしています。実際に園を訪れての見学希望者には園長、主任がパンフレットをもとに丁寧に説明しています。利用希望者への情報提供は適宜見直し、最新の情報を伝えるようにしています。コロナ禍の現在は公共施設への資料の配置は行っていません。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
 - ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園時や年度初めの説明会では重要事項説明書(毎年更新)を配付し、保育内容、理念、目標などを説明して保護者からの同意をもらっています。説明にあたり、丁寧に相手に伝わりやすい表現で説明するよう配慮しています。配慮が必要な保護者に対しては、ローマ字表記や筆談で説明を行い、保護者が理解しやすいように努めています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

途中転園する子どもに対しての引き継ぎ書はありませんが、転園先の園から問い合わせがあった場合には、保護者の許可を得てやり取りを行っています。基本は区役所を通してのやり取りとなっています。卒園後は園長、主任が窓口となり相談にのっています。卒園児に対して、運動会には卒園児の種目を用意したり、夕涼み会、発表会の招待状を発送するなど、卒園後も関係がつながるよう配慮しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
- ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
- ☒ エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は日常の保育の中の子どもの表情や保護者から聞く子どもの話などから子どもの満足や気持ちを把握するようにしています。行事ごとに行う保護者へのアンケートや運営委員会、保護者懇談会などから保護者の意向、満足度を把握しています。また、それぞれの行事に対して職員で振り返りを行い、改善点などの確認を行っています。保護者から出された意向への今後の対応などは保護者会でフィードバックを行うとともに翌年度の事業計画に反映し具体的な改善を行っています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

重要事項説明書に法人での苦情受付窓口、園での苦情解決体制、第三者委員2名、外部の苦情受付窓口として横浜市福祉調整委員会を記載するとともに玄関に掲示を行い、苦情解決への仕組みを保護者に周知しています。園全体に関する苦情の内容は個人が特定されないようにしてホームページに掲載しています。個人的内容については個人にフィードバックを行っています。出された意見については、職員間で話し合い、対応策を検討しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を選べることを、重要事項説明書に記載し、連絡先を伝えています。そのことをは玄関への掲示でも周知し、意見箱の設置もしています。保護者から相談を受けた場合には職員室での対応を行い保護者が安心して相談できるようにしています。現在はコロナ禍ということもあり、園内に入らない対応となっています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談に関して保護者対応マニュアルがあり、毎年、新年度確認事項として苦情・要望・相談の確認を行っています。保護者からの相談や意見に対して、基本は担任が対応していますが、必要に応じて園長、主任など複数で対応しています。相談された内容は相談記録を作成し、昼礼、職員会議で周知しています。検討に時間がかかる場合にはその旨を保護者に説明しています。マニュアルに関しては運営法人が作成し、数年ごとの見直しを行っています。事業所に合わせた対応マニュアルの整備と状況に合わせた見直しが期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園におけるリスクマネジメントの責任者は園長となっています。安全管理マニュアル、事故対応マニュアルなどがあり、事故発生時マニュアルは各クラスに掲示し、職員に周知しています。法人では子どもの安全を脅かす事例の収集を行い、各園に配信しています。収集された事例をもとに職員会議で話し合い、自園での対応策などを考えています。ヒヤリハットの集計の結果、園独自で散歩マニュアルを見直し、散歩に行く公園の見直しを行っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策の責任者は園長、実行責任者として看護師が対応を行っています。感染症に対するマニュアルがあり、嘔吐処理、発生時対応の記述があります。毎年看護師が中心となって嘔吐処理の研修を行っています。各クラスには嘔吐処理セットを常時置いています。横浜市のコロナウィルス対応ガイドラインがあり、感染症予防、安全確保に努めています。コロナウィルスに関しては、徐々に対応方法が変わってきているため、適切な対応方法を確認し、職員に周知しています。広い入口からの登園、手指の消毒、熱計測の徹底を図っています。感染症が発生した時には、保育アプリを使用して、感染症名、人数、症状、有効対応策などを保護者に知らせています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

園長を責任者とした災害時の対応体制が整えられています。年間避難訓練計画を作成し地震、火事、不審者対応などを想定した訓練を毎月行っています。ハザードマップを確認した上で、園長が備蓄担当となり、ミルク、ガスコンロ、鍋、水など3日分の食料を管理しています。災害時は園の状況に合わせて保育を継続することになっています。年に1度大規模災害を想定した総合避難訓練を行い、地域指定避難場所へ避難し、引き渡し訓練を行っています。訓練では、保育アプリ、伝言ダイヤル171を使用して安否確認、状況確認ができるようにしています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育士実践マニュアルがあり、保育の標準的な実施方法が文書化されています。職員は入職時には園長による園内研修でマニュアルの説明を受け、全職員共通の保育実践がなされています。年4回の園長との個別面談で自己評価を行い、そこでも標準的な実践方法の確認を行っています。入園時の説明会で保護者へ配付する重要事項説明書や運営規定にプライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢の記載があり、保護者へ説明しています。全体的な計画にも明記があり、職員へ周知されています。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

全体的な計画は園長が年度末に各担任と面談し、主任、リーダーと話し合い作成しています。それをもとに各学年の年間計画、月間計画、週日案と作成していきます。計画には評価の欄があり職員の振り返りがその都度記入されています。園長、主任と職員の面談は年間2～4回行われ、意見や提案をする場となっています。保護者からは保護者アンケートや個人面談の際に意見や意向を聞き取り、毎月実施される職員会議で検討され保育内容に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

＜コメント＞

指導計画作成の責任者は園長となっています。指導計画は入園時に提出される書類や入園前の面談をもとに、子ども一人ひとりの心身の状況や保護者の生活状況、ニーズを把握し、必要に応じて栄養士や看護師と話し合いながら個別の指導計画を作成しています。全体的な計画に沿って年間計画、月間計画などが作成され、各計画には、評価欄があり、振り返りを行う体制も整っています。支援困難ケースは、関係機関と連携をとる事で適切な保育実践がなされています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

＜コメント＞

各学年の指導計画にもとづいて、個人月案の作成があり保護者が確認できるようになっています。保護者会や面談時に保護者の意向や意見を聞いて定期的に見直しの場が設けられています。毎月の職員会議では指導計画の振り返りを行い、必要があれば見直しを行っています。職員会議の記録は全職員で共有し、周知されています。指導計画に急な変更が必要な時には、昼礼や引き継ぎ簿で共有され、情報に漏れがない様に徹底されています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況は個人月案、発達経過記録に記載し、一人ひとりの個別ファイルに保管しています。毎月クラスリーダー会議、給食会議、準社員会議などの職域会議が実施され、議事録を通して話し合われた内容を全職員で共有しています。記録内容は園長や主任が、言い回しや言葉の使い方等のアドバイスをを行い、統一した記録が作成できるようにしています。記録やマニュアルなどはパソコン内に保存され、必要に応じてプリントアウトしています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☐ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護規定、ちやいれつく東戸塚駅前保育園運営規定があり、子どもの記録の保管年数、処理方法が決められています。情報の漏洩に関し、就業規則に罰則規定が記載されています。記録管理の責任者は施設長で、個人情報に関わる記録は事務所内の施錠のできる書棚に保管しています。職員は、入職時に園長から個人情報保護や秘密保持に関しての説明を受け、誓約書に署名をしています。保護者に対しては、入園時に行う個人面談で、重要事項説明書のプライバシーポリシーをもとに、個人情報の利用の範囲、写真の撮影などについての説明を行い、承諾書の提出をお願いしています。職員に対する個人情報保護に関する研修は入職時のみではなく継続的な研修が望まれます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の保育理念「大地にがっしり根を張る〈大樹〉に育つ」や保育方針の「こころ、からだ、生活の三位一体の保育を目指す」をもとに、年度初めに園長、主任を中心に職員の意見を反映して作成されています。計画は地域性を踏まえて作成されています。0歳から5歳までの子どもの発達過程に合わせ、養護と教育が一体となって展開されることに留意しながら詳細な記載があります。幼児期の終わりまでに育ってほしい10項目の健康な心と体、自立心、協働性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活の関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現を目標にそれぞれ作成されています。年度末には見直しをして次年度の作成に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の温度は時間ごとに温度計で計測し、コロナ感染予防の観点から窓は少し開けられています。各部屋に空気清浄機が設置され、換気に細心の注意が払われています。手洗い場やトイレは掃除チェック表があり、時間を決めて当番制で掃除をしています。子どもたちが手に取る玩具は、遊びが終わるごとに一つひとつを職員がアルコール除菌を行っています。午睡に使用するベッドは毎週末に消毒を実施し、清潔な状態を保っています。遊具は子どもの目線で取り出したり、片付けやすいように考えられていて、自分で使ったものは自分で片付ける習慣が自然に身につくようにされています。幼児クラスは昼食後に掃除をしてから午睡の準備を行います。限られたスペースの為、一人ひとりの子どもが落ち着けるスペースを常時設けることはできませんが、その時々で事務所や園庭、廊下など、静かに過ごせる場所を確保するようにしています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に提出された家庭調査票や健康調査票の情報をもとに、子ども一人ひとりの特性や家庭環境を理解したうえで発達や育ちを把握するように努めています。把握された子どもの特性、状況は職員会議などで共有しています。職員は子どもの気持ちを汲み取る事、欲求を受け止める事の大切さを認識して日々の保育を実践し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるような配慮を行っています。異年齢で毎日実施しているリズム運動により、必要な時に集中できる集中力、我慢ができる忍耐力、失敗をしても気持ちを切り替えて頑張れる事を自然に学ぶことができるようにしています。せかす言葉や抑止させる言葉を不必要に用いないように心がけています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

個人月案で個々に合わせた目標を設定し、トイレの間隔や食具の使用、手洗いなどの生活に必要な生活習慣を一人ひとりの発達に合わせて進めています。家庭との連携により、園と家庭で差異のない保育が実践される様に保護者と密に連携を取っています。0歳でトイレトレーニングはオムツが濡れていないタイミングでおまるに座らせてみて様子を見ます。1歳で自分から教えてくれる子どもには家庭での様子を聞き取りしながら、保護者へトレーニング開始を打診しますが、あくまでも保護者の意向を大切にしています。2歳では自分で歯ブラシを使い歯を磨いたり、うがいの習慣を開始します。絵本を使用したり楽しみながら遊びの一環として、自然に日常の生活習慣が身につくようにしています。最近、コロナ感染予防の手洗いの大切さを教えるために、看護師によりばい菌の話を画像を見ながら行っています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

職員は日々子どもを見守りながら、子どもの興味や関心に注意を払い、活動を援助できるように環境を整備しています。子どもが遊びたい遊具を自由に取れるように、手の届く場所に置き子どもが自主的に遊ぶことができるようにしたり、片付けかごには遊具の絵を貼って、中に何が入っているのか分かるようにするなど保育室内の工夫を行っています。現在はコロナ禍の為、地域住民との交流が限られていますが、毎日の散歩での地域の人との挨拶、毎年行うハロウィンでは近隣の人とお菓子を通した交流があり、地域社会との交流が自然に行えるようになっていきます。地域の住民からは子どもたちの散歩コースにカーブミラーの設置を勧める提案がなされ、警察と話し合い設置が行われました。リズム運動、造形活動、手話活動、などを通して子どもたちが様々な表現活動ができるように工夫をしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☒ ウ 子ども表情を大切に、応答的な関わりをしている。
- ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児の保育において子どもが安心して過ごすことができるよう、週日案、個別計画を立て、日ごろの保育に反映させています。週日案には「保育者との応答的な関わりを楽しみ、言葉への関心を持つ」などのねらいを掲げ、子どもと職員が愛着関係を持てるような働きかけを行っています。週日案には前週の子どもの姿が記載されており、子どもの変化が分かるようになっています。また、配慮・環境構成についての記載もあり、0歳児の発達過程に応じて必要な保育が行えるようになっています。日々発見や興味関心が沸く様に、指先遊び(感触遊び)やマットで山を作ってハイハイできる様にしたりと遊びにも工夫をしています。その日の様子は保護者へ連絡帳や、送迎時に口頭で食事、遊び、覚えたこと、排便状況等を伝えて家庭と園で同じ生活リズムで生活できるように配慮しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

＜コメント＞

職員配置を多くし、この時期特有の嫌々期への対応を行い、一人ひとりの子どもの自我を受け止めるようにしています。子どもが他の子どもたちと一緒に行動したくない時は職員と子ども1対1で関わる様にしてしています。散歩に行きたくない日は異年齢の子どもと一緒に遊ぶこともあります。自我の育ちを受け止めて、寄り添う保育に努めています。子ども同士のトラブルには職員は見守りながらそれぞれの言い分を聞き取って代弁し、それぞれの思いを伝えています。職員同士で声を掛け合い、甘えたい子どもを抱っこしたり、そばに行き声かけを行うなど、子どもの思いを受け止めています。朝夕の合同保育の時間には、異年齢の子どもと交流ができる様になっています。年上の子どもから影響を受けたり、あこがれを持ったり、年下の子どもと一緒に遊んだり、様々な関わりが持てるようになっています。保護者には、絡帳アプリや連絡帳で園での様子を伝え、子どもの成長を把握できるようにしています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

幼児クラスでは子どもたちの能力を引き出すことを各年齢の年間目標として掲げ、それに基づき月間計画、週日案を作成しています。3歳児は自分の身の回りの事を自分で自信をもってできる、を目標としています。4歳児は遊びや経験を通しての友だちと関わることや、生活習慣や一日の流れが分かり自分で行動してみる、を目標としています。5歳児は社会生活に必要な態度を身に付け、みんなで協力したり役割分担したりしながら目的を成し遂げる喜びを味わう、を目標としています。子どもたちは空き箱やトイレットペーパーの芯などを利用したカップケーキ、お寿司、ドーナツなど作りためた作品を使い、お店屋さんごっこを行っています。子どもたち同士で相談してお客、売り子、お金を作ったり売値を決めるなど友だちと協力して一つのことをやり遂げています。

戸塚区ネットワーク事業の地域交流会に参加し地域の保育園児と交わってドッジボール、リレーなどを行い、同じ小学校に行く他園の子どもたちと顔なじみになり、小学校に進級する不安を取り除くようにしています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園内はバリアフリーで、靴箱やロッカーの位置は取り出しやすい場所に置かれています。視覚障害児には明るいシールを貼って自分のものが分かり易い配慮がなされています。個別指導計画の作成があり、保護者との定期的な面談を実施しています。周りの子どもにも障害のある子どもへの理解を示せるように説明し、自然な関わりを持てるように職員が配慮しています。療育機関の巡回訪問が実施された際には保護者へ報告をしています。園内研修で職員全員が障害児保育の研修を受け、障害特性や対応を学び、どの職員も関わりができるようにしています。保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるなど、今後、障害に対する園の方針を保護者に伝える取組をすることが期待されます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

各学年の年間指導計画に長時間の保育における保育の配慮の項目があり、子ども主体の計画性をもった取組を行っています。長時間保育は異年齢児保育で実施されますが、職員は1対1で関わるように過ごし方を工夫しています。特におもちゃは0歳は口に入れることもあるため、小さいおもちゃは提供しない等の配慮がなされています。子どもの疲れ具合や体調変化を気を付けて見守りながら、計画は柔軟に変更するようにしています。夕方の補食はおにぎりや麺類が提供されています。昼礼では引き継ぎ簿により引き継ぎを行い、その日の子どもの様子を情報共有し、一貫性のある保育の継続がされています。子どもの様子を観察しながら必要と判断した場合には、降園まで静かに過ごす様にしています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を取り入れて作成されている年間指導計画の4期目には、保護者支援として就学に向け、保護者が小学校以降の生活について見通しが持てる内容の記載があります。子ども用の記載もあり、就学に向けての準備がスムーズに進められる様に配慮されています。毎年就学へ向けたアプローチカリキュラムを作成し、年度末に園長が見直しを行い、次年度に反映しています。就学前の個人面談や保護者懇談会で就学に向けた準備を伝え、保護者が安心して移行期を過ごせるようにしています。職員は幼・保・小の接続講習会や研修に参加することで毎年の計画作成に反映しています。毎年保育所児童保育要録を作成して就学先へ郵送や直接手渡しで提出しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えとともに、事後の確認をしている。
 - ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理マニュアルがあり、それにもとづいて子ども一人ひとりの個別健康記録があります。全体的な計画や年齢ごとの年間計画に健康に関しての記載があります。入園前に家庭からの詳細な健康調査録の提出があり、職員全員が事前に子ども一人ひとりの健康状態を把握できています。日々の子どもの体調は朝の受け入れ時に保護者から口頭や連絡ノートで伝えられ、昼礼で職員全員に周知徹底するようにされています。年間保健計画があり、定期的に見直しがされています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては職員全員が研修を受けています。保護者へは入園前にSIDSについての説明を行い、プレスチェックを0歳は5分、1、2歳は10分毎に行っていることを伝えています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

毎年健康診断が2回、歯科健診が2回、身体測定が毎月実施されています。結果は児童健康台帳に記録され、発育曲線を成長記録として職員が確認し、保健計画に反映させています。体重の増減が気になる子どもには保護者へ伝え、給食の量や内容の見直しなどが検討されています。保護者へは健診の結果は書面で、身体測定の結果は連絡帳で伝えられます。家庭との連携が必要な場合は面談を実施します。保健指導で歯磨きの大切さを子どもへ伝えるなど保健計画に反映しています。毎月看護師による保健だよりが保護者へ配られ、子どもの健康に関する注意事項、季節の感染症などの情報を伝えています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☐ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

入園前の面談時に健康調査録によりアレルギーの把握をしています。アレルギー対応マニュアルがあり、重要事項説明書には食物アレルギー児への対応についての記載があります。園長、担当保育士、調理員、看護師、保護者で食物アレルギー対応委員会を発足し、提出書類をもとに対応方法の検討を行っています。毎月、次月の献立を保護者へ確認してもらいます。医師の指示により、保護者は1年ごとか半年ごとに園へ生活管理指導表の提出をします。アレルギーや慢性疾患の状況は職員室に掲示し、全職員が周知し間違いのないように対応しています。食事の提供の際は食器、トレイは他の子どもたちと区別ができるように色を変えています。トレイにはアレルゲンを明記するようにしています。アレルギー確認表を作成し、調理室、責任者、担任の3重チェック体制が確率されています。他の子どもや保護者にアレルギー疾患や慢性疾患等についての理解を図るための取組が期待されます。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画に食育の推進の記載があります。年齢ごとの食育行事保育年間計画の作成があり、園のねらい、食育活動の目的、食育内容、献立作成の留意点が明文化されています。毎月実施しているクッキングの時間は子どもたちが食材に触れながら食べる事への興味を引き出す良い機会になっています。年齢別の献立表により、子どもの発達状況に合わせた食事の提供がされています。コロナ感染拡大前は子どもたちが楽しみながら自分で食べられる量を器によそって給仕していましたが、現在は保育士が給仕しています。離乳食は4期に分けて入園時に食材チェック表を保護者から提出してもらいます。離乳食は担任、調理師、保護者で連携を取りながら慎重に進めていきます。昼食時の様子を直接調理師が子どもに声かけしながら見てまわり、食事が進むようにしています。行事食はハロウィンのお化けかぼちゃや夏の流しそうめん、縁日の焼きそばなど季節感を意識して提供しています。

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

全体的な計画に食育の推進の記載があり、それにもとづいて年間の食育計画書が作成されています。年齢ごとの月間指導計画には年齢に応じたねらいや配慮が考えられています。離乳食は4期に分けて段階に応じ、家庭と連携を取りながら進めています。調理師や栄養士が食事やおやつの時間に子どもの様子を観察しながら食事の進み具合を見ています。目で見て楽しめる行事食も提供されています。一人ひとりの食事の様子は連絡ノートや個人ファイルに記載されています。残食は給食室で確認しますが、多くはありません。毎日、給食検食日誌に職員がその日の食事に関して記入しています。毎月の職員会議の中で給食会議も開かれ、全職員で検討が行われ翌月の献立に反映されています。献立表は保護者に毎月配布されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

朝夕の送迎時に口頭で情報交換を行っています。乳児は連絡帳を活用し、体温、食事、遊び、覚えたこと、失敗したこと、排便状況など園での様子が詳細に記載され、保護者からは家庭での様子を伝える機会となっています。幼児は掲示板にその日の出来事を掲示して保護者が確認できるようにしています。毎月、園だより、クラスだより、保健だより、献立表が配られます。保護者懇談会、個人面談は年に1回開催し、クラスの活動内容や子どもの様子を伝えています。個人面談の内容は記録され、保育に反映されています。コロナ感染予防の観点から今年はオンラインでのクラス会議を実施しています。12月にクラスごとの発表会を別会場で開催し、それまでの子どもたちの取組の様子を写真で保護者へ配布しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

職員は朝夕の送迎時に保護者の様子を観察しながら、必要に応じて声かけをしています。ゆっくりと相談にのる必要があると感じた時は、プライバシー保護の観点から事務所の静かな環境で話が聞ける体制になっています。相談内容によっては保育士以外の職種の職員も同席して専門職の立場から保護者へアドバイスができるようにしています。相談内容は対応記録に記録し、職員会議で全職員に共有され検討しています。相談対応マニュアルがあり、職員は入職時に研修を受けていますが、対応に困った場合は園長、主任が同席して助言を行っています。相談内容が園全体にかかる場合には、相談者の了解を得て保護者全員にフィードバックするようにしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☐ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

日々の子どもの表情や態度、着替えの際の身体の様子を保育士は注意深く観察しながら、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。子どもの様子から虐待の疑いがあると職員が感じたときは、園長、主任に報告し、全職員に周知しています。虐待が疑われる保護者へは、送迎時に職員から声をかけ、相談し易い雰囲気作りに努めています。園の運営規定の中の虐待防止のための措置として、区役所子ども家庭支援課や児童相談所への通報、連携をすることが記載され、保護者へ周知されています。職員は園内研修で虐待について講習を受けていますが、外部研修受講までには至っていません。虐待マニュアルにもとづいた研修を定期的に行うと共に必要に応じて確認の場を設けることが期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

学年ごとの年間指導計画書・月間指導計画、週日案に自己評価欄があり、保育士はそれぞれの保育が行われた後に自己評価を行っています。月案には園長のコメント欄、週日案には備考欄があり、職員の自己評価に対して園長がコメントを入れています。自己評価は子どもの様子や心の育ちなどにも言及されており、園長はコメント欄で補足を行ったりアドバイスを記入しています。クラス会議においても職員間で保育の振り返りが話し合われ、保育の改善や専門性の向上に取り組み、次の計画へ反映されています。話し合われた課題の内容によっては園長による園内研修に繋がっています。職員の自己評価チェック表による自己評価と園長・主任・リーダーとの面談は年間4回程度実施されます。職員の自己評価は分析検討され、園の自己評価に繋がっています。職員の課題は園の課題ととらえ、改善のための取り組みを行っています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323